

同志社大学 体育会少林寺拳法部 OB・OG会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、同志社大学体育会少林寺拳法部OB・OG会と称する。

2 本会の事務局を、京都府京田辺市 同志社大学京田辺キャンパス真誠館内少林寺拳法部室におく。

3 以下、同志社大学体育会少林寺拳法部を「少林寺拳法部」と表記する。

(目的)

第二条 本会は、少林寺拳法部卒業生及び同部関係者相互の親睦をはかり、併せて少林寺拳法部の健全なる発展と少林寺拳法の普及・育成及び同志社大学体育会の発展に寄与することを目的とする。

(会員資格)

第三条 本会は、4年終了時まで少林寺拳法部に在籍していた者をもって会員資格とする。

(監督、コーチの推薦)

第四条 本会は、総会での承認により少林寺拳法部に対し、監督並びにコーチ、及びトレーナーを推薦する。

(役員)

第五条 本会は、次の役員をおく。

- 1 名誉会長 若干名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名
- 4 顧問 若干名
- 5 相談役 若干名
- 6 理事長 1名
- 7 理事 若干名
- 8 会計 1名
- 9 監査役 若干名
- 10 幹事 若干名

(役割)

第六条 各役員は次の役割を果たすものとする。

- 1 名誉会長：会長を補佐し本会の運営その他重要事項につき、会長の諮問に応える。
- 2 会長：本会を代表し、その運営の全責任を負う。
- 3 副会長：会長を補佐し、会長がやむを得ざる理由により役割を果たせない場合、会長代理となって役割を果たす。
- 4 顧問：役員経験の立場から会長を補佐し、会長の諮問に応える。
- 5 相談役：社会的に顕著な活動・経験の立場から会長を補佐し、会長の諮問に答える。
- 6 理事長：本会の実務運営の統括責任者として会長を補佐し、渉外その他の実務を担当する。
- 7 理事：理事長を補佐し、渉外その他の実務を担当する。
- 8 会計：会計は、本会の会計を管理する。会計を管理する。会計は年度終了後最初の総会において、前年度の会計を報告し、総会の承認を得なければならない。
- 9 監査役：監査役は、会計および会計執行の状況を監査する。監査役は会計監査の結果を役員会及び総会において報告し、監査意見を述べなければならない。
- 10 幹事：幹事は役員会の諮問事項について意見を述べる。

(役員を選出及び任期)

第七条 役員は会員の中から総会において選出する。但し再選を妨げない。

- 1 役員の任期は2年とする。
- 2 各役員に欠員が生じた場合、その後の最初の総会において後任者を選出しなければならない。この場合の後任者の任期は前任者の任期の残余期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が選出されるまではその職務を継続する。

(本会の機関)

第八条 本会は、運営機関として「役員会」「総会」「幹事会」を持つ。

(役員会)

第九条 役員会は、会長が招集し議長となる。役員会は総会に諮るべき事項を提案し、検討する。

- 1 役員会は、会長、副会長、理事長、理事、会計、監査役で構成する。
- 2 会長は、役員の一以上の請求がある場合には、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会は、全役員の大過半数の出席により成立する。
- 4 役員会において審議した事項は、出席役員の大過半数の同意により会長が決定する。

(総会)

第十条 総会は、毎年一回定期的に招集する。但し、審議すべき重要事項が生じた場合は、臨時に開催することもある。

- 1 総会は、会長が招集し、自ら議長となる又は会長が指名した者が議長をつとめる。
- 2 次の事項は総会で決定する。
 - 1 本会の会則その他の規定の制定及び改廃
 - 2 本会の役員を選出
 - 3 監督、コーチ、及びトレーナーの推薦
 - 4 本会の会計の承認
 - 5 その他役員会で必要と認めた事項
- 3 前項の付議事項について決議する場合は、出席会員総数の二分の一以上の同意を得て議長が決定する。
- 4 総会は毎年7月に開催する。

(幹事会)

第十一条 本会は、会員相互の連帯を図るため、卒業年度別に「幹事会」を設ける。幹事会の運営、役割、人員などについては役員会で決定する。

(本会の事業)

第十二条 本会はその目的遂行のため、次の事項を行う。

- 1 同志社大学体育会少林寺拳法部の発展に関する諸計画の立案
- 2 同志社大学体育会少林寺拳法部への支援活動
- 3 同志社スポーツユニオンの活動への参加
- 4 その他、目的達成に必要な事業

(運営費)

第十三条 本会の運営費用は、会員による年会費をもって行う。

- 1 本会の会員は、会則の定めるところにより会費を納めなければならない。
- 2 本会の会費は年額10,000円とする。会費は振り込みまたは口座支払により行う。
- 3 総会にて決定された臨時の会費を集めることを妨げない。
- 4 一度納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。

(事業年度)

第十四条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第十五条 当会則の改廃は、総会における出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

- 附則
- 1 本会則は平成11年7月10日から施行する。
 - 2 平成18年7月2日一部改正
 - 3 平成20年7月12日一部改正
 - 4 平成26年7月12日一部改正
 - 5 平成29年7月8日一部改正
 - 6 平成30年7月14日一部改正